

くらしの情報

問い合わせ（市外局番093）

役場・教育委員会 …… ☎ 223-0881 (代)	山鹿公民館 …… ☎ 223-1892
町民会館 …… ☎ 223-0731	芦屋東公民館 …… ☎ 222-1981
芦屋中央病院 …… ☎ 222-2931	総合体育館 …… ☎ 222-0181
中央公民館 …… ☎ 222-1681	芦屋釜の里 …… ☎ 223-5881
図書館 …… ☎ 223-3677	芦屋歴史の里 …… ☎ 222-2555

令和8年度遠賀郡・中間市私立幼稚園・認定こども園の新入園児募集

※認定こども園（保育所部分）の新入園児募集は時期が異なります。

▶ 町内の私立幼稚園・認定こども園

① 願書配布・受付開始日

配布 10月1日頃から

受け付け 11月4日頃から

② 対象

令和2年4月2日～令和6年4月1日までに生まれた人

③ 入園見学会日程・参加予約・問い合わせ

※参加には事前予約が必要です。

■ 認定こども園芦屋中央幼稚園 10月16日 午前10時～11時30分（☎222-0327）

■ 愛生幼稚園 10月16日 午前10時～11時30分（☎223-0358）



芦屋中央幼稚園 遊び風景



愛生幼稚園 洞山さんぽ

▶ 遠賀郡その他の町・中間市の私立幼稚園・認定こども園

※詳しくは、各園に直接問い合わせてください。

遠賀町	認定こども園遠賀中央幼稚園	☎293-0097
岡垣町	岡垣第一幼稚園	☎282-0235
	認定こども園岡垣中央幼稚園	☎282-0247
	認定こども園えびつ幼稚園	☎282-1135
水巻町	水巻聖母幼稚園	☎201-9559
	認定こども園水巻幼稚園	☎202-0001
	認定こども園水巻中央幼稚園	☎201-0419
中間市	はぶ幼稚園	☎245-0519
	明願寺幼稚園	☎246-1998
	中間東幼稚園	☎245-0968
	中間中央幼稚園	☎244-1530
	緑ヶ丘第三幼稚園	☎244-2487
	中間南幼稚園	☎246-1258

芦屋町の住宅・不動産のことは

山元建設へ

注文住宅

リフォーム
リノベーション

不動産売買

生前整理
遺品整理

解体工事
(補助金あり)



空地・空き家・相続不動産のお困りごとはありませんか？

不用品のお片付けから
売却まで丸ごと
サポートします。

常設モデルハウス
見学会実施中!

～芦屋町で1964年創業 四世代で地域の家を守る～
一級建築士事務所

山元建設株式会社

☎093-223-1006

本社：芦屋町白浜町1番4号

事務所：岡垣町糠塚1325番12

ネットからのお問合せはこちら①



広告



たんぽぽコーナー



対象は、就学前のこどもと保護者です。
●問い合わせ 芦屋町子育て支援センター
「たんぽぽ」(☎221-2567)

10月の日曜開館日 12日・26日

♡きりんパーク

▷とき 10月8日(日)・午前9時～正午
※センター内の奥のホールで体を動かして遊ぶことができます。

♡親子教室「親子うんどう遊び」(限定10組程度)

▷とき 10月17日(金)・午前10時～11時
▷持ってくるもの 水分補給の飲み物
※動きやすい服装で来てください。
※10月3日(金)から予約開始

♡ぽんちゃんのにこにこ絵本

▷とき 10月20日(月)・午前11時～11時30分

♡吉村じいちゃんと絵本マミーの絵本タイム

▷とき 10月24日(金)・午前11時～11時30分



♡ベビーマッサージ (10組限定)

▷とき 10月28日(日)・午前10時～11時
▷持ってくるもの バスタオル、水分補給の飲み物
※10月14日(日)から予約開始

♡育児相談

【離乳食・栄養の話】

管理栄養士による食育の指導と進め方相談

▷とき 10月14日(日)・午前10時～11時

【たんぽぽ相談】

保健師・管理栄養士による相談

10月の相談日はありませんが、気になることがあれば、気軽に電話をしてください。

※次回は、11月11日(日)です。

みんな来てね、出前たんぽぽ広場

▷とき 10月15日(日)・午前10時～正午
▷ところ 山鹿公民館和室
※絵本やおもちゃを用意して待っています。



幼稚園・保育所・認定こども園

園開放日 10月～12月



●認定こども園芦屋中央幼稚園 (☎222-0327)

と き	内 容
10月16日(日) 10:00～11:30	幼稚園見学会 (親子30組)
11月13日(日) 10:00～11:30	汽車バスに乗って色々な所に行ってみよう(親子20組)
12月16日(日) 10:00～11:30	「絵画造形」いろいろな素材を使って楽しく作ろう(親子20組)

●愛生幼稚園 (☎223-0358)

と き	内 容
10月16日(日) 10:00～11:30	入園説明会
11月12日(日) 10:00～11:30	制作あそび
12月17日(日) 10:00～11:30	クリスマスを楽しもう

●若葉保育所 (☎222-2624)

と き	内 容
11月11日(日)・9:50～10:50	「ふれあい動物園」とフォトフレーム作り 8カ月以上のこどもから参加できます。電話で予約をしてください。
12月25日(日)・9:50～10:50	劇団 風の子「ピピピのびっ」 8カ月以上のこどもから参加できます。電話で予約をしてください。

日程は天候などで変更になる場合があります。申し込みや問い合わせは、直接、園へお願いします。

健康

若者健診は受けましたか？

「まだ若いから大丈夫」と思っていないですか。日本人の死因の多くは、がん、心臓病、脳卒中などの『生活習慣病』が占めています。生活習慣病は突然起こるものではなく、不健康な生活習慣の積み重ねが原因となって起こります。しかし、自覚症状がほとんどないため、気付かないうちに徐々に進行していきます。



若いころの『病気の芽』の放置は中高年の生活習慣病につながります。今の健康状態を知り、病気の予防ができるように、若い今から年に1回の健康診断を受けましょう。

▽対象 19～39歳で、職場などで健診を受ける機会がない人

▽健診を受けることができる町内の医療機関

●芦屋中央病院（☎2222・2932）

●柿木医院（☎2223・0027）

●須子医院（☎2223・0126）

●聖和会クリニック（☎2223・1112）

●花美坂クリニック（☎2223・2500）

▽健診料 500円

▽健診内容 血液検査、尿検査、身体測定、診察

※毎週、10月5日、11月30日は、芦屋中央病院で子宮頸がん検診も同時に受診できます。

▽持つてくるもの 受診券（水色のはがき）・マイナ保険証・500円

※受診券をなくした人は健康づくり係（☎2223・3533）へ連絡してください。

▽受診期限 令和8年3月31日頃まで

▽申し込み 医療機関へ直接予約してください。

※芦屋中央病院は2次元コードから予約できます。

▽申し込み フォーム



みんなで元気になろうや！
講座に参加しませんか

歯の健康は、全身の健康に影響を与えます。自分の歯でおいしく食べるために、歯の健康や食事のことを学びましょう。



歯科衛生士・管理栄養士が話をします。

▽とき 10月28日（木）午前10時（9時45分から受け付け）～午後0時30分

▽ところ 中央公民館4階

▽対象 町内に住んでいる人

▽定員 15人

▽参加費 無料

▽持つてくるもの 健診結果表、筆記用具、歯ブラシ、ハンカチ

▽申し込み 10月21日頃までに二次元コードから。または健康づくり係（☎2223・3533）へ



相談・募集

無料法律相談

▽とき 10月21日（木）午後1時30分～4時30分（時間指定不可）

▽ところ 役場2階

▽定員 6人（組）（事前申し込み先着順）

▽相談時間 1人（組）30分

※申し込みは、1つの相談内容につき1枠です。

※遅れるときや相談の取り消しをするときは、必ず連絡してください。

※相談の内容に応じて、契約書など

どの関係書類（写しでも可）を持ってきてください。

※係争中の案件や刑事事件に関する相談、同一・同種の案件の反復的・継続的な相談は受け付けていません。

▽申し込み 10月1日（木）から庶務係（☎2223・3572）へ

人権生活相談

人権に関することや生活、就職、進学などの相談に応じています。



【定例相談】

◎10月2日（木）橋本求相談員

◎10月23日（木）土肥孝明相談員

※時間は、いずれも午後2時～4時

▽ところ 山鹿公民館

【定例日以外】直接、相談員に連絡してください。

◎橋本相談員（幸町8番18号 ☎223・3203）

◎土肥相談員（浜口町4番12号 ☎222・0044）

行政相談月間

「歩道に凸凹があつて危ない」「困りごとの相談先が分からない」など、行政への苦情や疑問などがある



りませんか。

国から委嘱を受けた行政相談委員が、住民の皆さんの身近な相談相手として話を聞きます。相談は無料で、秘密は守られます。また、毎年9月から10月の2カ月間は『行政相談月間』です。芦屋町では、定例相談会に加え、10月に町内2カ所で巡回相談会を行います。気軽に相談してください。

■定例相談会

▽とき 10月8日(金)・午後1時～4時

▽ところ 中央公民館4階

※毎月第2水曜日の午後1時～4時に、中央公民館4階で相談に応じています。

■巡回相談会

▽とき ①10月14日(火) ②28日(火)・午後1時～4時

▽ところ ①山鹿公民館 ②芦屋東公民館

▽問い合わせ 総務省九州管区行政評価局 (☎092) 431

・7082)

庶務係 (☎223・3572)

町営住宅の入居者募集

▽募集団地 新緑ヶ丘団地Ⅱ世帯向け(2戸程度)

後水団地Ⅱ世帯向け(1戸程度)

▽応募資格 応募時点で町内に3

カ月以上住民登録のある世帯または町内勤務者のいる世帯

※収入要件など、詳しくは、環境住宅課窓口で配布する募集案内を確認してください。

▽申し込み 10月1日(金)～15日(金)

※応募多数の場合は抽せん

▽抽せん会 10月31日(金)

※不参加でも当落に影響はありません。

※現在、所得制限外住宅に住んでいる人でも、要件を満たす場合は申し込みできます。

▽問い合わせ 住宅係 (☎223・3540)

お知らせ

シニアのためのミニじごと合同説明会

高齢者の再就職を後押しする説明会です。高齢者を求人している企業・事業所(6社程度)が参加し、担当者が求人内容を詳しく説明します。また、就業支援団体(北九州市高齢者就業支援センター)も参加し、就職活動に関する相談ができます。この機会に参加してみてください。なお、ミニ合同説明会に参加する人は、福岡県生涯現役チャレンジセンターへの登録が必要です。当

日、会場で登録の手続きが可能です。

▽とき 10月21日(火)

●1回目 午前11時20分(午前11時から受け付け)～午後1時

●2回目 午後1時50分(午後1時30分から受け付け)～3時30分

▽ところ ウェルとばた2階(戸畑区汐井町)

▽対象 おおむね60歳以上の人(履歴書不要)

▽定員 各回40人(要事前申し込み)

▽申込期間 10月1日(金)から

▽参加費 無料

▽申し込み 福岡県生涯現役チャレンジセンター北九州オフィス(☎513・8188)へ

助け合いのしるし「ヘルプマーク」を配布しています

ヘルプマークとは、外見から分からない

くても、手助けや配慮が必要

なことを周りの人へ知らせるマークです。ヘルプマークを見つけたら電車内で席を譲る、困っているようであれば声をかけるなど、思いやりのある行動をお願いします。



▽配布対象 障がいのある人、高齢者、妊産婦などの配慮が必要

な人

▽配布場所 福祉課窓口

▽配布方法 ヘルプマーク申込書を提出後、その場で渡します。

※申込書は福祉課

窓口にあります。

また、町のホームページからダウンロード

できます。

▽問い合わせ 障がい者・生活支援係 (☎223・3530)

在宅医療に関する講座に参加してみませんか

自分らしく人生の最期を迎えるために、在宅ではどのような医療や介護を受けることができるか学ぶ講座です。人生の最終段階を事前に考え、自分の想いを家族などの大切な人と話し合うことも大事です。将来に備えたい人は参加してみてください。

▽とき 11月5日(火)・午後2時(午後1時30分から受け付け)～3時30分

▽ところ 役場3階

▽講師 遠賀中間医師会在宅総合支援センターの職員

▽費用 無料

▽申し込み 10月24日(金)までに芦屋町地域包括支援センター(福祉課内 ☎223・3581)へ



お知らせ

みんなおいでよ！

『ベイマックス』映画上映会

里親支援センターリンクは、里親制度を広く皆さんに知ってもらえるよう活動しています。その一環として、「こども」も「おとな」もみんな一緒に楽しめる『ベイマックス』を上映します。予約は不要ですので、ぜひ参加してください（里親制度パネル展も併設しています）。

▽とき 10月26日 日・午前10時～

正午

▽ところ 岡垣町社会福祉協議会（岡垣町高倉）

▽問い合わせ 里親支援センター
リンク（☎（080）1409・2394）

新婚世帯・子育て世帯
民間賃貸住宅家賃補助金申請

町内の民間賃

貸住宅に居住する新婚世帯や、町外から転入した子育て世帯に、最大72万円を商工会商品券で交付します。

▽対象世帯 新婚世帯、子育て世帯



土砂災害警戒区域等の新たな指定に係る 住民説明会を開催します

全国的に土砂災害警戒区域が指定されていない箇所でも土砂災害が発生している状況を踏まえ、福岡県は高精度地形図を用いて新たな調査箇所を抽出し、令和6年度から現地調査を行っています。芦屋町も6年度に調査が行われ、今年度中に土砂災害警戒区域等が指定される予定です。

区域指定に先立ち、対象区域に住んでいる人などを対象に住民説明会を行いますので参加してください。

●区域指定予定箇所

福岡県砂防課ホームページ（土砂災害警戒区域等マップ）で公表しています。

●区域指定予定箇所数

19カ所

【該当地区】

大城区、市場区、雁木区、三軒屋区、元町区、柏原区、正津ヶ浜区、田屋区、はまゆう区、江川台区、花美坂区

※自治区全域ではなく、一部の地域が該当します。



●住民説明会の開催

【芦屋地区】

▷とき 10月28日 日・午後7時から

▷ところ 大城公民館（大字芦屋 881 番地）

【山鹿地区】

▷とき 10月31日 金・午後7時から

▷ところ 山鹿公民館（大字山鹿 2862 番地）

●問い合わせ

福岡県県土整備部砂防課土砂災害対策係（☎（092）643-3678）
庶務係（☎223-3572）



福岡県砂防課
ホームページ



夜間飛行訓練を行います

平日昼間の訓練に加えて、次の日程で夜間飛行訓練を行います。



【ジェット機】

▷とき 10月20日(月)・21日(火)の日没～午後9時ごろ (予備日＝22日(水)・23日(木)・27日(月)・28日(火)、29日(水)、30日(木))

【救難ヘリコプター・救難捜索機】

▷とき 毎週(月)・(火)の日没～午後9時ごろ
※天候不良の場合(水)・(木)・(金)が予備日です。

▷問い合わせ 航空自衛隊芦屋基地渉外室
(☎223-0981内線254)

マイナンバーカードの休日窓口を開設します



平日役場開庁時に、マイナンバーカードの受け取りや申請ができない人のために、次の日程で休日窓口を開設します。

▷とき 10月4日(水)、26日(月)・午前8時30分～正午

※急きょ中止になる場合は、ホームページに掲載します。

▷ところ 住民課窓口

▷持ってくるもの

【申請】 申請書(ない場合は役場で交付)、申請書貼付写真(ない場合は、申請時に無料で撮影)、通知カード、本人確認書類、住民基本台帳カード(持っている人のみ)

【受け取り】 交付通知書、通知カード、本人確認書類、住民基本台帳カード(持っている人のみ)

※本人確認書類は、公的機関が発行した免許証などの顔写真付きは1点、健康保険証などの顔写真がないものは2点必要です。不明な場合は問い合わせてください。

※手続きは本人のみできます。

※証明書の発行や転入・転出の異動の受け付けなどは行いません。

▷問い合わせ 住民係 (☎223-3531)



マイナンバー休日窓口ホームページ

- ③ 申請者が住むために、建物所有者と賃貸借契約をして、家賃を払っていること
- ④ 生活保護などの公的制度による家賃補助を受けていないこと
- ▽対象期間 最長72カ月(6年間)
- ▽交付額 月額上限1万円
- ※芦屋町商工会商品券で補助年度分を一括交付します。
- ▽申し込み 環境住宅課に申請書を提出してください。
- ※申請書類は、環境住宅課窓口にあります。また、町ホームページからダウンロードできます。
- ▽問い合わせ 住宅係 (☎223-3540)
- ② 自治区に加入していること
- ① 居住する世帯全員の町税などの滞納がないこと
- ▽対象要件
- ▽対象住宅 町内の民間賃貸住宅
- ※公的賃貸住宅、社宅などの給与住宅、対象世帯の親族が所有する住宅は対象外です。
- ※子育て世帯Ⅱ転入時点で、6歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にあることを含む世帯
- ※新婚世帯Ⅱ婚姻届出日の夫婦の合計年齢が80歳未満の夫婦を含む世帯。ただし、最初の補助金の交付申請日が、婚姻届出日から1年以内であること
- ※新新婚世帯Ⅱ婚姻届出日の夫婦の合計年齢が80歳未満の夫婦を含む世帯。ただし、最初の補助金の交付申請日が、婚姻届出日から1年以内であること

町・県民税の申告のお願い

町・県民税の申告をしていない場合、町・県民税や各種保険料の算定に影響がある場合があります。そこで、令和6年中の収入申告をしていない人に対して、案内はがきを送付します。はがきが届いた人は、申告に必要な次のものをそろえて、手続きをしてください。なお、役場に来るのがむずかしい場合は連絡してください。

▷申告期限 10月31日(金)(土日祝日を除く)・午前8時30分～午後5時15分

▷ところ 税務課窓口

▷持ってくるもの

- 案内はがき
- 所得の内容が分かるもの(源泉徴収票など)
- 事業所得などがある人は経費が分かるもの(帳簿、領収書など)
- 生命保険、地震保険などの控除証明書
- 障害者手帳など(交付を受けている人のみ)

▷問い合わせ 課税係 (☎223-3534)



お知らせ

「緑の募金」を受け付けています

美しい郷土をつくり、豊かな水をもたらず緑、その豊かな緑を限らない未来に残すため、今年も「緑の募金」運動を行っています。集まった募金は、町や民間団体などが行う緑化活動や緑に関する普及・啓発活動や次代を担う小中学生を育成する緑の少年団活動に活用されます。

※自治区でも募金の取りまとめを行っています。詳しくは区長へ問い合わせてください。

▽受付期間 10月31日迄まで

▽受付場所 環境住宅課窓口

▽問い合わせ 環境・公園係（☎223・3538）

町内一斉清掃を行います

地域を美しくする清掃活動に皆さんのご協力をお願いします。

▽とき 10月19日（日）午前8時～9時（延期日11月16日（日））

※雨天延期の場合は、午前7時以降に、各自治区長に電話でお知らせします。

※ごみは、燃えるごみ、草類、燃

えないごみに分けて収集し、指定されたごみ集積所に集めてください。

※燃えるごみと草類は混ぜないでください。

※家庭ごみは出さないでください。

▽問い合わせ 環境・公園係（☎223・3538）

やめましょう ごみの野外焼却

ごみを焼却した煙にはダイオキシン類が含まれ、大気汚染の原因の一つとなるため、屋外での焼却行為は禁止されています。



焼却行為により周辺住民の生活環境に悪影響を与えた場合には、町が指導を行います。また、罰金が科せられる場合があります。

最近では、自宅の庭の草木を焼却した煙が近隣住民宅に入ってくるという苦情が多発しています。軽微な焼却でも、煙やその臭いなどは周辺に広がりますので近隣の人の迷惑にならないよう気を付けてください。

農業や林業などを営むためやむを得ず行うせん定枝などの焼却は例外として認められていますが、

カラスに注意してください！

カラスによる生ごみの散乱被害や威嚇、ふん被害を防止するため、ご協力をお願いします。

①ごみ出し時のお願い

ごみは決まった日時・場所に出し、防鳥ネットなどでごみをしっかり覆ってください。また、ネットに重石など置き、めくれないようにしてください。

②知らずにしている餌付けをなくす

何でも食べるカラスにとって家庭菜園やお供え物は、餌となります。無意識の餌付け（放置した野菜くずやお供え物、家庭菜園の取り残し果実など）になっていないかカラスの目線でチェックしてみてください。

③カラス対策は「慣れ」を防ぐことが重要

防鳥テープや爆音器、カラスの死骸模型、黒ビニールなどは、一時的には効果を発揮しますが、カラスはすぐに慣れてしまいます。「慣れ」を防ぐため、道具を複合的に組み合わせ、効かなくなったら片付け、別の道具を設置するなどの対策を行ってください。

④カラスの巣やひなに近づかないで

カラスは、巣やひなに近づくと後ろから威嚇する習性があります。親鳥の動きに注意し、その場から離れてください。

▷問い合わせ

カラスのごみ被害に関すること＝環境・公園係（☎223・3538）

そのほかカラスの被害に関すること＝農林水産係（☎223・3544）



次のことを守ってください。

●付近に燃えやすい物がある場所では行わない。

●消火のための水バケツや消火器を準備する。

●空気が乾燥し、風が強い日には行わない。

●たき火を行っている間は、絶対にその場を離れない。

●たき火が終わったらず必ず消火をする。

※たき火をする場合は、事前に消防署へ連絡してください。

▽問い合わせ 環境・公園係（☎223・3538）

はかりの定期検査を行います

計量法に基づき、はかりの定期検査を次のとおり行います。はかりを取り引き・証明に使用している人は、必ず受検してください。



▽検査の対象 商店や事業所で取り引きや証明用に使用しているはかり・分銅・おもり

※大型のはかり（ひょう量が300kgを超えるもの）の検査は問い合わせてください。

▽とき 10月17日（金）・午前10時～正午、午後1時～3時

▽ところ 町民会館

▽検査手数料【非自動はかり】
検出部が電気式のもの

ひょう量	手数料
100kg以下	1400円
250kg以下	1800円
500kg以下	2200円

●棒はかり、または光電式以外のばね式指示はかりのうち、直線目盛があるもの≧250円

●右記以外のもの

ひょう量	手数料
100kg以下	500円
250kg以下	900円
500kg以下	1500円

●分銅または定量おもり、もしくは定量増おもり≧10円

※最小の目量または感量がひょう量の1万分の1未満のものは、手数料が2倍になります。

※集合検査に持ち込めるのはかりのひょう量は、300kg以下の非自動はかりです。

▽問い合わせ 指定定期検査機関
一般社団法人福岡県計量協会（☎092・939・2945）

航空自衛隊芦屋基地航空祭

▽とき 10月5日（日）・午前8時～午後2時

▽ところ 航空自衛隊芦屋基地

▽内容 飛行展示、地上展示、アトラクションなど

※スケジュールの都合により、今年はブルーインパルスは飛来しません。

※天候などにより中止または変更となる場合があります。

※基地周辺で交通規制を行います。詳しくは、芦屋基地ホームページを確認してください。

▽問い合わせ 航空自衛隊芦屋基地 渉外室（☎223・0981（内線344））

2026年芦屋町ブランド認定商品を募集

芦屋町では、町の豊かな自然や文化などに育まれてきた素材や優れた技術から生み出された商品の魅力を町内外へ発信するため、芦屋町ブランド認定制度を行っています。2026年の認定対象となる商品を募集します。また、ブランド認定された商品の中から金賞を選定します。



2025年ブランド金賞「パルセイユ 芦屋町の旨み粗塩」

▽募集商品 芦屋町内事業者が生産した商品または芦屋町産の原材料が含まれた商品

▽募集期間 9月24日（金）～10月31日（金）

▽応募方法 芦屋町ブランド認定申請書に記入のうえ、郵送（〒807・0198（住所記入不要）商工観光係）または持参（産業観光課窓口へ）して提出してください。

※申請書は、産業観光課窓口、芦屋町商工会、芦屋町観光協会にあります。また、町のホームページからダウンロードできます。

▽結果通知 12月ごろに結果を通知します。

▽問い合わせ 商工観光係（☎223・3542）

広告

個別+通い放題の塾

月額定額制

「AIシステム学習による繰り返し学習」+「自立学習」により、1人ひとりに合ったプログラム学習で、わかるまで個別指導をします。

高校生、中学生、小学生の体験予約をお待ちしております。

小中高5教科/受験 英検・文字検/通信制サポート校

松陰塾 遠賀川駅前校

〒811-4307 遠賀町遠賀川1丁目6-5 PIPIT2階

☎093-863-2905/受付時間 平日10:00～21:00

校舎HPはこちら

校舎インスタはこちら

お知らせ

認知症家族の会あしや 第4回「作品展2025」

認知症や介護を受けるようになると「何もできない。何もわからない」と思われがちですが、できることはたくさんあります。家族の会では「活動展」とおし、認知症や介護に対する正しい理解を広めるとともに町内の介護事業所などの活動紹介を行います。

作品展のほかに「あしやオレンジマルシェ」の開催や利用者の作ったみかんを使って、来場者のみんなも一緒に大きな「みかんの木」を作りませんか。誰でも参加できますので気軽に来てください。

▽とき 11月1日(土)・午前10時～午後3時

▽ところ 町民会館

▽内容 作品展、介護事業所PR、認知症・介護予防コーナー、福祉用具展示、ビーズ細工、共同制作「みかんの木」、マルシェ、販売会など

▽入場料 無料

▽募集 作品展当日のボランティアスタッフを募集中です。希望者はグループホームくもじ(☎221・2121)まで

みんなのね・ん・きん

年金生活者支援給付金制度

年金生活者支援給付金は、公的年金などの収入やその他の所得額が一定基準額以下の年金受給者の生活を支援するために、年金に上乗せして支給されるものです。受け取りには請求書の提出が必要です。案内や事務手続きは日本年金機構（年金事務所）が行います。

▷対象

①老齢基礎年金を受給している人

次の要件をすべて満たしている必要があります。

- 65歳以上である
- 世帯員全員の市町村民税が非課税である
- 年金収入額とその他の所得額の合計が約90万円以下である

②障害基礎年金・遺族基礎年金を受給している人

次の要件を満たしている必要があります。

- 前年の所得額が約479万円以下である

▷請求の手続き

①新たに年金生活者支援給付金を受け取る人

対象者には、日本年金機構から請求可能な旨のお知らせが9月初旬から順次届きます。同封のはがき（年金生活者支援給付金請求書）を記入して提出してください。

※令和8年1月5日(木)までに請求手続きを完了すると、令和7年10月分からさかのぼって支給されます。

②年金を受給しはじめる人

年金受給の請求手続きとあわせて、年金事務所または市区町村に請求手続きをしてください。



日本年金機構や厚生労働省を装った不審な電話や案内に注意してください。

日本年金機構や厚生労働省から、電話で家族構成や口座番号・暗証番号を聞くことや、手数料などの金銭を求めることはありません。

▷問い合わせ

給付金専用ダイヤル (☎ 0570) 05 - 4092)



▽問い合わせ グループホームくもじ松本（☎2221・2121）

ジョギング教室・マラソン大会

爽やかな秋風を感じながら走りませんか。

●ジョギング教室

▽とき 11月17日（日）21日（金）・午後5時30分～6時30分

▽ところ 祇園崎運動広場

●芦屋町マラソン大会

▽とき 11月23日（日）・午前9時開会式（8時30分から受け付け）、小雨決行

※荒天の場合は、翌日に延期します。

▽ところ 芦屋海浜公園芝生広場わんぱく

▽種目 小学1～3年生

1km、4km

6年生・中学生女子

2km、中学生男子・高校生以上

2km、3km

▽表彰対象 事前に申し込んだ、町内在住者のうち①小学生各学年、②中学生、③55歳未満、④55歳以上の各区分男女3位まで

※町外者も申し込みできます（オンライン参加）。

▽申し込み マラソン大会のみ、11月7日（金）までに、芦屋町体育協会（☎2222・0188）へ



あしや砂像展 2025 開催！

今年のテーマ：時空を超えて～恐竜～

町を代表する一大イベント「あしや砂像展」を開催します。海外の砂像彫刻家を招き、見応えのある砂像を多数展示する予定です。また、イベントの数や内容も充実させ、魅力的な砂像展をお届けします。皆様のご来場をお待ちしています。

▷とき 10月24日（金）～11月9日（日）・午前10時～午後9時（入場は午後8時30分まで）

▷ところ レジャープールアクアシア内特設会場

▷入場料 【当日料金】大人：700円、65歳以上：600円、障がい者：500円、小中学生400円、未就学児：無料

【前売り料金】大人：550円、小中学生300円

▷オンライン販売 ローソンチケット（Lコード：81683）、イープラス、セブンチケット（セブンコード：111-923）

▷窓口販売 産業観光課、芦屋町観光協会、マリントラスあしや、福島スポーツ

2024年「音楽」



あしや砂像展への広告・協賛募集

あしや砂像展では、よりよい運営のため広告・協賛を募集しています。皆さんのあたたかいご支援・ご協力をお願いします。

▷寄付協賛 1口1万円から（締切り：11月9日（日）まで）

※協賛いただいた人には、1口につきあしや砂像展2025オリジナルタオルを1枚、または招待券5枚を贈呈します。

▷広告協賛 1口5万円から（締切り：10月3日（金）まで）

※協賛いただいた企業名を、リーフレットや看板に掲載します。

※詳しくは問い合わせてください。

▷問い合わせ あしや砂像展実行委員会事務局
（商工観光係 ☎2223-3542）



あしや砂像展
ホームページ



お知らせ

芦屋釜の里 秋の特別呈茶

深まる秋を感じ

ながら抹茶を一服
いかがですか。

▽とき 10月11日

10月13日(日)・午

前10時～午後4

時30分受け付け

▽ところ 芦屋釜の里

▽内容 大茶室での呈茶(取り寄せ菓子と抹茶)

※お点前はありませぬ。

▽料金 18歳以上700円、小中高

校生400円(入館料とお茶代)、

未就学児300円(お茶代)

▽問い合わせ 芦屋釜の里(☎2

23・5881)



芦屋歴史の里特別展 「金屋遺跡展」

芦屋釜は、南北朝時代頃(14世紀半ば頃)から筑前国芦屋津金屋(現在の芦屋町中ノ浜付近)で造られました。本特別展では、工房跡である金屋遺跡から出土した資料を中心に紹介します。

▽とき 10月15日(日)～12月7日(日)・

午前9時30分～午後5時

▽ところ 芦屋歴史の里

▽入館料 18歳以上200円、小

中高校生100円

【ギャラリートーク】

▽とき 11月2日(日)・午前10時～

11時

▽定員 15人(事前申し込み先着順)

▽申し込み 10月26日(日)～11月1

日(日)・午前9時30分～午後5時

に芦屋歴史の里(☎222・2

555)へ

▽問い合わせ 芦屋歴史の里(☎

222・2555)

※月曜日は休館です。ただし、月

曜祝日の場合はその翌日が休館

です。

ギャラリートークあしや ワークショップ

●UVレジン講座

UVレジンで

カラフルなアク

セサリーを作り

ます。ラメやビ

ーズを使って自

分だけの特別な

作品を作ってみ

ませんか。初心

者も参加できます。

▽とき 10月18日(日)・午後1時～

3時

▽ところ 中央公民館3階



▽対象 小学生以上(小学3年生

以下は保護者同伴)

▽定員 10人(事前申し込み先着順)

▽参加費 300円(材料代)

▽申し込み 9月30日(日)～10月12

日(日)・午前9時～午後5時に電

話(☎222・1681)また

は中央公民館窓口へ

※月曜日は休館です。

※一度の申し込みで、最大参加者

2人まで受け付けできます。

中央公民館講座

①心に響くモンゴルの風 第3弾

「草原のチェロ」と呼ばれるモンゴルの民族楽器・馬頭琴(ばとうきん)の力強くも優しい音色と講師の生まれ故郷モンゴルの自然や文化を紹介します。話や演奏をとおして国際交流をしましょう。

▽とき 10月19日(日)・午後1時30

分～3時30分

▽ところ 中央公民館2階

▽講師 マンダワさん(馬頭琴演奏家)ほか

▽定員 80人(事前申し込み先着順)

▽参加費 無料

▽申し込み 10月1日(日)から・午

前9時～午後5時に電話(☎2

22・1681)または中央公

民館窓口へ

地域の行政情報 や身近な話題を 声でお届け!



芦屋町では、視覚に障がいのある人や文字を読むのが困難な高齢者などのために、「広報あしや」と「芦屋町議会だより」を音声にして提供しています。令和6年度から、元KBCアナウンサーの安部さんにボランティアとして録音をしていただき、皆さんにより聞きやすい音声を届けています。利用を希望する人は問い合わせてください。

▽問い合わせ シティプロ
モーシヨン係(☎2223・
3571)



※月曜日は休館です。

② スマホ実践講座

スマートフォン

ン（以下、スマホ）の操作方法を知り、日常生活に役立つ内容やLINEの使用



用方法を学ぶ講座です。10回連続講座でじっくりと勉強してみましょう。LINEのテキストを希望する人には実費で販売します。

▽とき 11月4日～12月4日の毎週
週四・五・六 午前10時～正午

▽ところ 中央公民館4階

▽講師 石田恵さん（アーニストカンパニー）

▽対象 町内に住んでいる人で、スマホを持っていて、入力や検索などの基本操作ができ、活用方法を学びたい人

※申し込み締切日に定員に達しなかった場合は、町外の人も先着順で受講できます（受付期間は町内の人と同じ）。

▽定員 15人（事前申し込み先着順）

▽申し込み 9月27日（土）～10月10日（日）午前9時～午後5時に電話

（☎222・1681）または中

央公民館窓口へ

※月曜日は休館です。

アッシーのデザインが使用できます

芦屋町イメージキャラクター「アッシー」のデザインは個人・法人、営利・非営利を問わず誰でも無料で使用することができます。ただし、営利を目的として使用する場合は申請が必要です。詳しくは町ホームページをご覧ください。



アッシーデザイン
ホームページ

▽問い合わせ シティプロモーション係（☎223・3571）

訂正とおわび

広報あしや9月号に掲載した内容に一部誤りがありましたので訂正しておわびします。正しくは次のとおりです。

●参加してみませんか地域交流サロン 13ページ・三軒サロン

【誤】毎週四・五・六 午前10時～正午、第4回・午後1時30分～3時30分

【正】毎週四、第4回・午前10時～正午

▽問い合わせ 高齢者支援係（☎223・3536）

スーパーはまゆうと商店街の利用者以外は長時間駐車しないでください

スーパーはまゆう（船頭町）の東側駐車場は、スーパーの閉店後も商店街を利用する人のための駐車場として開放しています。

しかし連日、長時間駐車している車両があり、商店街を利用する人が駐車場を利用できない状況が発生しています。長時間の駐車は、本来の利用客の迷惑となりますので、ご遠慮ください。

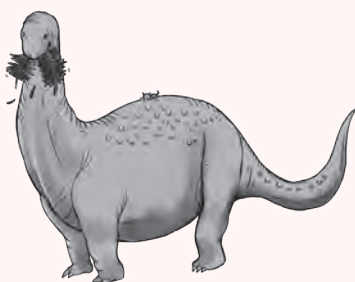
▷問い合わせ 商工観光係（☎223・3542）



地域おこし協力隊

mini コラム

先月号から掲載している地域おこし協力隊ミニコラム、今回紹介するのは「ティタノザウルス」です。調べてみるといろいろな恐竜がいてとても楽しいです。次号に掲載するのは皆さんよく知っているあの恐竜です。楽しみに待っていてください！



●ティタノザウルス（草食恐竜）

◆全長 約12～19m

◆体重 約14トン

◆時代 8300万年～6500万年前（白亜紀後期）

◆特徴 背中に鎧のような骨質プレートを持ち、樽型の太い体と短めの四肢。1996年に北九州市小倉南区で博物館の発掘調査で見つかった。もしかしたら芦屋町にもいたのかも？

消費者ホットニュース

家屋の点検商法に注意！！

<事例>

業者が自宅を訪れ「近所で工事をしていたら屋根瓦が割れているのが見えた。点検させてほしい。無料で点検する」と言われたので了承した。点検後、割れた屋根瓦の写真を見せられ「このままでは雨漏りも時間の問題」と言われたため不安になり150万円の屋根補修工事の契約を結んだ。

後日、家族から契約額が高すぎるので、家を建てた時の工務店にも見てもらった方がいいのではないかとわれ、工務店に見てもらったところ、「契約額は100万円もかからない。通常では考えにくい屋根瓦の割れ方をしている。経年劣化ではなさそうだ」と言われた。

屋根瓦を壊されたと証明することができ

ず、契約書も締結していたため150万円を支払い、屋根補修工事を行うこととなった。

(80歳代 女性)

<アドバイス>

- 突然来訪した事業者に安易に屋根に上らせることはやめましょう。故意に屋根瓦を壊す事業者の事例も報告されています。
- 屋根瓦の補修にとどまらず、塗装工事、トイレ、台所、浴室のリフォーム、太陽光発電等、次々に契約を結んでしまう事例も散見されます。

- もし工事が必要であれば、工事は信頼できる地元の工務店などで複数の見積りを取り、比較検討したうえで施工しましょう。

▷問い合わせ 芦屋町消費生活相談窓口
(環境住宅課内 ☎ 223-3543)

差別をなくすために 第484号

芦屋町人権・同和教育研究協議会

▷問い合わせ 社会教育係 (☎ 223-3546)



こどもの未来を守っていきましょう

令和5年度、全国の小・中・高等学校などで把握されたいじめの件数は73万2568件とされています。このうち、いじめによる自殺や不登校などの「重大事態」と認定された件数は1306件にものぼり、いずれも過去最多となっています。いじめに限らず、こどもへの虐待や体罰などのニュースが後を絶たず、こどもたちの人権が守られていない現状があります。

国連が定めた「子どもの権利条約」では、すべてのこどもがもつ基本的な権利として「生きる権利」「育つ権利」「守られる権利」「参加する権利」が明記されています。

家庭や学校、地域社会の中でこれらの権利が守られることは、こどもたちの健やかな成長に欠かせません。

現在、こどもたちはSNSなどの利用により、対面ではなくインターネット上で相手とコミュニケーションを取ることが多くなっています。インターネットでのコミュニケーションは気持ちのすれ違いが起

こりやすく、また誹謗中傷や不適切な情報の接触といった問題もあります。そのような問題に直面することで、こどもたちは自己肯定感を損ない、一人で生きづらさを感じています。こうした現状からこどもたちを守るために、家庭や学校はもちろんのこと、それらを含めた地域社会全体でこどもたちを見守っていく必要があると考えます。大人がこどもの声に耳を傾け、悩みや不安を共有できる関係を築くことで、地域がこどもにとっても大人にとっても安心できる居場所となります。

地域がこどもたちにとって安心できる居場所となるために「近所のこどもとすれ違ったら笑顔であいさつを交わす」「地域行事に参加してみんなで楽しむ」「学校行事や地域行事の応援をする」など、私たち一人一人がこどもたちのためにできることがあります。

こどもの人権を守るとは、私たちの未来を守ることになります。地域のみんで力を合わせてこどもの笑顔、こどもの未来を守っていきましょう。



芦屋歴史紀行

その三百五十三

金屋遺跡と芦屋釜①

10月15日(金)より、芦屋歴史の里では特別展「金屋遺跡展」を、芦屋釜の里では開館30周年記念特別展「芦屋釜の美と鋳物師の技」を開催します。開催にあわせて、全3回で金屋遺跡と芦屋釜を紹介します。第1回は、金屋遺跡と出土品です。

●金屋遺跡とは

金屋遺跡は、芦屋町中ノ浜付近に所在する中世の芦屋鋳物師の工房跡を中心とする遺跡です。「金屋」という地名は、中世の鋳物師が集住したことに由来する地名であり、芦屋町では現在、自治区名としてその名が残っています。金屋遺跡の学術的発掘調査は、平成6(1994)年に始まり、これまでに第5次調査まで行われています。遺跡からは鉄の塊や鋳型、鋳造用具、炉壁の一部、こしき炉基底部などが発見されました。これらの出土品は、芦屋釜などの鋳物の製作がこの場所で行われていたことを示す貴重な資料

です。芦屋町では、これらの出土品の中から特に重要な「芦屋釜鋳型」と「こしき炉基底部」の2点を「金屋遺跡出土品」として、芦屋町有形文化財に新規指定しました。

●芦屋釜鋳型

芦屋釜鋳型は、釜づくりのための鋳型の一部です。鋳型をよく見ると、芦屋釜の代表的形である「真形」であり、胴部



芦屋釜鋳型

に霰文様が表されていることがわかります。鋳型より推定される芦屋釜の大きさは胴径28cm、羽径30cmです。芦屋町所蔵の重要文化財「芦屋霰地真形釜」が胴径25・2cm 羽径27・9cmですから、この鋳型から作られた釜はそれよりも一回り大きな真形釜であったことが分かります。この鋳型が製作された時代は、16世紀初頭から17世紀初頭にかけと考えられます。

●こしき炉基底部

こしき炉は釜の原材料である和銑を溶かすための筒形の溶解炉のことで、こしき炉基底部は、溶解炉を据えるための



こしき炉基底部

土台の部分です。こしき炉基底部の構造は、地面にくぼみを造って粘土を張り、ガラス化したこしき炉の炉体破片(過去に使用した炉壁の破片)を置き、その周囲に平らな自然石を敷いて粘土で固めてできています。操業時には、この基底部の上にこしき炉を構築し、金属を溶解して、鋳物製品を製作します。このこしき炉は芦屋鋳物師が活動した室町時代のもので、工房廃絶とともに、遺棄されたものと考えられています。

今回は、芦屋釜と芦屋鋳物師を紹介します。

(芦屋歴史の里)

編集後記

▼今号の表紙は、八朔の節句記念撮影です。プロカメラマンの撮影に同行して広報に掲載する写真を撮影しました。赤ちゃんの一瞬のカメラ目線や笑顔を撮影するのはとても難しく、撮影技術の稚拙さを痛感しました。担当者として、仕事でもプライベートでもバシバシ撮影してカメラマンとしての腕を磨いていこうと改めて決意しました。

(伊藤)

▼9月号の編集後記にも掲載しましたが、1月号表紙写真のモデルになってくれる人を募集中です。今年度二十歳を迎える人で、着物やスーツで前撮りをする人はいませんか。性別は問いませんので、シティブロモーション係(☎2223・3571)に連絡してください。

(手塚)

▼今号の裏表紙に芦屋町ふるさと観光大使就任の記事を掲載しています。今回、就任した露の団四郎さんは、芦屋町出身で、上方落語家として活躍されています。露の団四郎さんはとても優しく明るい人柄であるので、話しているところにも元氣になります。12月14日には、あしや夢リアホールで「露の五郎」襲名披露公演があるので、チェックしてみてください。

(篠塚)

